

# 知って得する 廃棄物処理法

第1回

行政書士 尾上 雅典



建設廃棄物の排出事業者の定義や排出事業者による処理状況確認など、より実務面での対応が必要になった廃棄物処理法。元行政マンで行政書士として活躍する尾上雅典氏に、現場の視点で、実務者が間違えやすいポイントや知って得する部分を解説してもらう。

廃棄物処理法は難解な法律とよく言われる。産業廃棄物に関する条文の大部分が、一般廃

## 現場の視点、実務面対応

ある。実務上、最も重要かつ基礎的な知識となるのは、「一般廃棄物と産業廃棄物の違い」である。廃棄物処理法上、一般廃棄物と産業廃棄物はまったく別物の廃棄物となり、特に産業廃棄物の場合は、委託契約書やマニフェ

ストの厳格な運用が義務付けられている。しかしながら、排出事業者と処理業者双方

ともに、産業廃棄物か一般廃棄物かを真摯に検討せず、「前例踏襲」や「自分に都合よく条文を曲解」し、産業廃棄物を一般廃棄物として処理するなど、違法な方法で廃棄物処理を進めているケースが多々見受けられる。

そのほか、通常の商取引の場合なら、刑事罰で契約書の作成を義務付けられることはないが、産業廃棄物処理の委託契約の場合は、契約書の作成が必須の義務である。

このように、廃棄物処理に関しては、一般的な商取引以上に慎重に行動することが求められているのであるが、実際の廃棄物処理現場

においては、逆に通常の商取引以上の不注意や契約内容への無関心な態度が蔓延している。これまでの日本な

排出企業が求めるサービス水準は年々高まっているにもかかわらず、それに対する廃棄物処理企業の反応は、現状では芳しいものとは

は言えないだろう。しかし、この現状を悲観的にとらえる必要はない。むしろこの現状は、廃棄物処理企業にとって、やるべきことが明確に提示されたと同様に、積極的に考えるべきではないだろうか。ただし、取り組みのために残され

た時間はそれほど多くはなさそうであるが。本連載では、廃棄物処理企業が陥りやすい落とし穴や、廃棄物処理法のプロとしての自信の源となる、基礎的かつ重要な廃棄物処理法に関する知識などを解説していく。現実と向き合う覚悟がある廃棄物処理企業の、自己変革のきっかけとしていただければ幸いである。

廃棄物に関する条文を準用しているため、産業廃棄物の処理方法を知りたいときは、産業廃棄物と一般廃棄物の両方の条文を参照する必要があるからだろう。だからといって、「難

解だから読まない」で済まないのが現実である。内需縮小が明らかで、廃棄物排出企業の多くは海外に活路を求め、海外企業との熾烈な競争を通じて、契約書などでの自社の権利確保の重要性を痛感しているところだ。

排出企業が求めるサービス水準は年々高まっているにもかかわらず、それに対する廃棄物処理企業の反応は、現状では芳しいものとは

◆執筆者紹介  
尾上雅典(おのえ・まさのり) 1995年立命館大学卒業後、兵庫県庁入庁。01年から産廃の規制指導を担当。05年3月に退職後、行政書士事務所を開業。許可申請代行だけでなく、従業員教育や市場開拓、事業継承アドバイザー、法務相談など幅広い。行政書士エーエス環境法務事務所代表。